

# 厚生労働行政 業務紹介

【国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）】

～ひと、くらし、みらいのために～



ひと、くらし、  
みらいのために

令和3年1月7日  
厚生労働省大臣官房人事課

# 厚生労働省設置法(抄)

(任務)

第3条 厚生労働省は、**国民生活の保障及び向上を図り、並びに経済の発展に寄与するため、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進並びに労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図ることを任務とする。**

2 前項に定めるもののほか、厚生労働省は、**引揚援護、戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等の援護及び旧陸海軍の残務の整理を行うことを任務とする。**

3 前2項に定めるもののほか、厚生労働省は、前2項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

4 厚生労働省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

(所掌事務)

第4条 厚生労働省は、前条第1項及び第2項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 社会保障制度に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 少子高齢社会への総合的な対応に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 三 疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術の研究及び開発に関すること。

四  
⋮  
百十

} (略)

百十一 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき厚生労働省に属させられた事務

# 人生のあらゆる場面をサポート！

## 厚生労働行政の全体像

### ライフステージごとのサポート

- ・乳幼児検診や予防接種
- ・保育サービス
- ・児童虐待防止対策

- ・若年者雇用対策
- ・国民年金への加入

- ・ワークライフ  
バランス
- ・産前産後休暇
- ・育児休業

- ・適正な労働条件  
の確保
- ・雇用環境改善
- ・労災補償

- ・介護保険  
サービス
- ・年金



赤ちゃん



子供・学生



社会人



結婚・出産  
・子育て



定年



老後

### 生涯を通じたサポート

- ・医療サービス
- ・医薬品・食品の安全

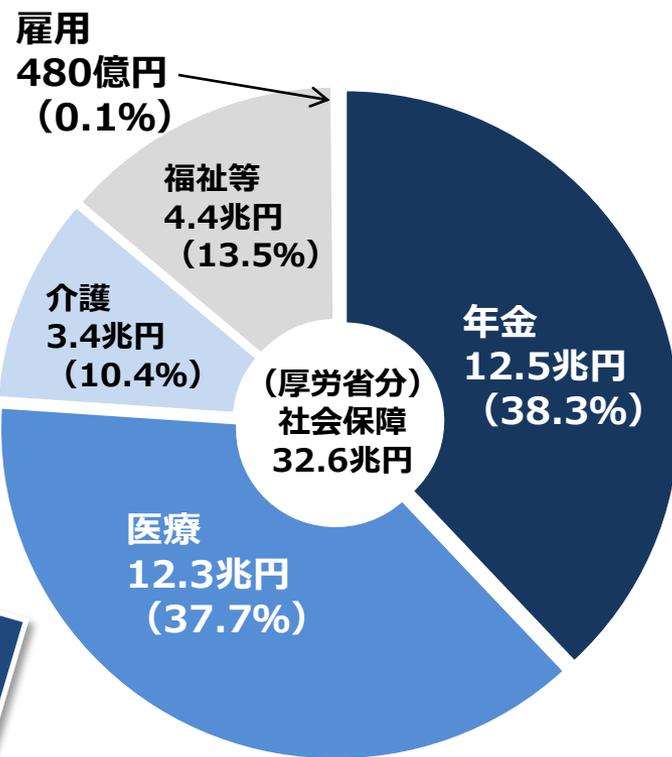
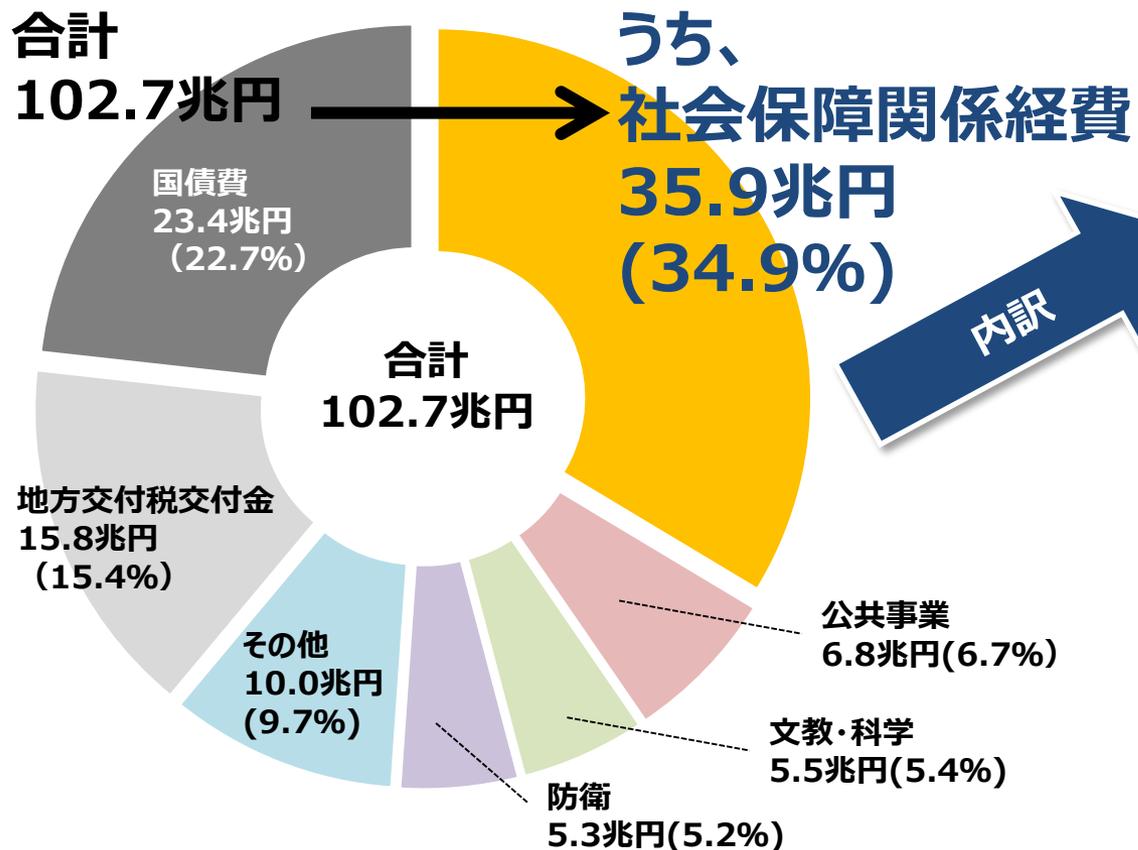
- ・健康増進
- ・がん・難病等の疾病対策

- ・生活保護
- ・障害福祉サービス

- ・就労支援
- ・職業能力開発

# 厚生労働省の所管分野の予算について

令和2年度当初予算(国の一般会計歳出)



# 厚生労働省の組織

厚生労働省は、国民一人ひとりが、家庭、職場、地域等において、持てる力を発揮し、ともに支え合いながら、健やかに安心して生涯を送ることができるよう、社会保障政策・労働政策を通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命とする。

職員数：総合職・一般職 約3,900名（R2.4時点）



医療政策  
(医政局・保険局)



健康対策  
(健康局)



医薬品の安全  
(医薬・生活衛生局)



労働条件確保  
(労働基準局)



雇用政策  
(職業安定局)



男女雇用均等  
(雇用環境・均等局)



子育て支援  
(子ども家庭局)



生活困窮者支援  
(社会・援護局)



介護保険制度  
(老健局)



年金制度  
(年金局)



職業能力開発  
(人材開発統括官)

省の総合調整  
総合的な政策の策定  
(大臣官房・政策統括官)

などなど

# 厚生労働省入省後の配属分野について

## 配属

- ・今回の選考において採用された方は、厚生労働行政のうち、以下の表のいずれかの分野に配属されます。
- ・採用後は、その分野を中心に異動を重ね、業務の経験を積み、一般職相当職員としてキャリアアップします。

配属先分野	主な施策と配属部局
衛生	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 健康づくりの取組の支援、がん対策、感染症対策等、国民の健康づくりに関わる施策</li><li>○ 医薬品・医療機器等の安全性等確保・研究開発支援、食品の安全の確保、生活衛生の向上等の施策</li><li>○ 障害者の方に対する保健の向上や、高齢者の介護予防等の施策</li></ul> <p>⇒ 主な配属部局は健康局、医薬・生活衛生局、障害保健福祉部、老健局です。</p>
福祉	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域福祉の推進、生活困窮者への支援、障害者施策の充実、介護保険制度の運営等、福祉全般に関わる施策</li><li>○ 戦没者の慰霊やご遺族等の援護等の施策</li><li>○ 子育て支援サービスの充実、児童虐待防止対策、社会的養育の推進等の子どもの福祉に関わる施策</li></ul> <p>⇒ 主な配属部局は、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局、子ども家庭局です。</p>
年金	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 公的年金制度の企画立案、年金事業の運營業務を担う日本年金機構の指導監督、外国との社会保障協定の締結等、将来にわたって持続可能で国民が安心できる年金制度の確立等に関わる施策</li></ul> <p>⇒ 主な配属部局は年金局です。</p>
官房 (統計・情報政策)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 厚生労働省の政策立案を支援するための統計調査の企画・実施、情報化の推進等に関わる施策</li></ul> <p>⇒ 主な配属部局は、政策統括官(統計・情報政策担当)です。</p>
職業安定	<ul style="list-style-type: none"><li>○ ハローワークによる人手不足対策の推進、外国人材の受入の推進、雇用保険制度の運営等、雇用対策を一体的に実施することで、働く意欲のある方々に多様な機会を生み出すための施策</li></ul> <p>⇒ 主な配属部局は、職業安定局、人材開発統括官です。</p>
雇用環境・均等	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 女性の活躍の推進、職場環境の整備、テレワークなどの柔軟な働き方の推進、仕事と生活の両立支援等、誰もが活躍できる多様な雇用環境を推進するための施策</li></ul> <p>⇒ 主な配属部局は、雇用環境・均等局です。</p>

※採用後、一定期間経過の後、本省内部部局以外（地方厚生局、都道府県労働局、施設等機関等）の異動もあり得ます。

# 本省採用のやりがい ～日本の未来をつくる～

今回の選考において採用された方は、一般職（人事院が実施する国家公務員一般職試験で採用された者）相当の職員として、一般行政事務に携わります。

## 【一般職職員の業務】

一般職職員は、医療・保険、衛生、福祉、年金、労働など、各行政分野のエキスパートとして、**政策の企画・立案・施行业務、予算業務**などに携わります。

## 本省採用だからこそ、できること

- ① 国の制度の骨格をなす政策の企画・立案やその施行（運用）、国の制度を動かすための予算編成に携わることができる。
- ② 全国レベルの仕事を任される。
- ③ 様々な職種（総合職、一般職、医師等技術系職員等）や自治体・他省庁・民間企業からの出向者とともに仕事をする事で、深い知見や広い視野を得ることができる。
- ④ 自分が携わった施策等がメディアで報道・評価され、社会的影響を実感できる。

# 厚生労働行政を推進するために。

## ～私たちの仕事内容～



中央社会保険医療協議会▲

有識者からの  
意見を踏まえ、  
制度・枠組みや  
運用方法の検  
討を行う。

### 制度・枠組み

法律等による  
制度設計 など



▲国会議事堂

法案や予算案の  
成立に向けて、国  
会審議などに対応  
する。

### 運用

通知等による  
運用方針の決定 など

制度を推進するた  
め、自治体や労働  
局に対して、通知  
や補助金等の執  
行を行う。

### 予算

補助金等による  
財政的支援 など



▲秋田労働局

# 採用後に携わる具体的業務について

## ～一般行政事務(係員)の仕事内容の例～

### 予算業務

- 各部局の各課における施策に必要な予算を根拠に基づいて検討します。施策に係る国民のニーズについて、現場への視察や調査等を通じて、情報収集します。(4月～7月頃)
- 必要な予算について、省内関係部局及び財務省への説明を行うための予算要求資料(ワード・エクセル・パワーポイントが主)の作成を行います。(8月～12月頃)
- 施策を実行するために補助金交付要綱(通知)を作成し、自治体等からの申請に基づき、申請内容を審査し、迅速かつ適切に予算執行を行います。(4月～)
- 予算執行後、自治体等からの決算報告に基づき、前年度の予算が適切に執行されているかの確認を行います。(4月～6月頃)

### 国会業務

- 各部局の各課の施策に関する国会審議のため、国会答弁資料や関係するデータ等参考資料の作成補助等を行います。(ワード・パワーポイントが主)
- 国会議員等からの問い合わせに対して、回答するための資料作成補助等を行います。

### 法令(通知)業務

- 所属課室の施策を実施するための法令(法律・政令・省令)、通知等の問合せに対応します。
- 制度等に変更があった場合には、必要に応じて法令、通知等の改正を行い、国民に周知します。
- 施策の在り方等について、有識者の意見を伺うため、審議会や検討会が開催されるため、それらの検討のための資料作成補助等を行います。

その他、配属される部局・課室・係によって、統計調査の企画・集計、総務業務(職員の勤怠管理、給与計算・支給手続き等、会議の開催準備)、経理業務(契約締結、出納等)等、多様な業務があります。

※上記業務は採用後のキャリアの中で経験することが多い業務の一部を例示したものであり、採用後、上記のすべてに携わるわけではありません。

※上記業務は部局・課・係の単位でチームとなって行うものであり、職員1名ですべてを対応するわけではありません。

※採用直後は、係員として係長等のサポートを行うことが主な業務となります(上記業務にかかわる資料作成、情報収集、問い合わせ対応等)

# (参考)一般職職員(※)の厚生労働省入省後のキャリアパス

※国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)により係員で採用された職員

おおむね2年ごとに異動し、幅広い業務を担当しながら、各分野のエキスパートを目指します。

## 係員

→各業務の実務担当者として、予算の執行、各種調査の実施・とりまとめ、自治体等との連絡などを担当

**本省**  
例：係長、主査、専門職 等

## 係長級

→各業務の責任者として、予算、企画等を担当

## 課長補佐級

→課の予算、企画等のとりまとめ、調整を担当

**本省**  
例：課長補佐、監査官、専門官 等

## 課長、室長級

→課・室の業務の総責任者

**本省**  
例：課長、室長 等

※採用後、一定期間経過の後、本省内部部局以外(地方厚生局、都道府県労働局、施設等機関等)の異動もあり得ます。

経験年数

8年目～

18年目～

※経験年数については、採用前の職務経験も考慮します。

# (参考)人事評価制度について

○人事評価制度は、能力・実績主義の人事管理を実現するため、任免（昇任等）、給与（勤勉手当、昇給、昇格等）、人材育成に活用されます。

## 能力評価

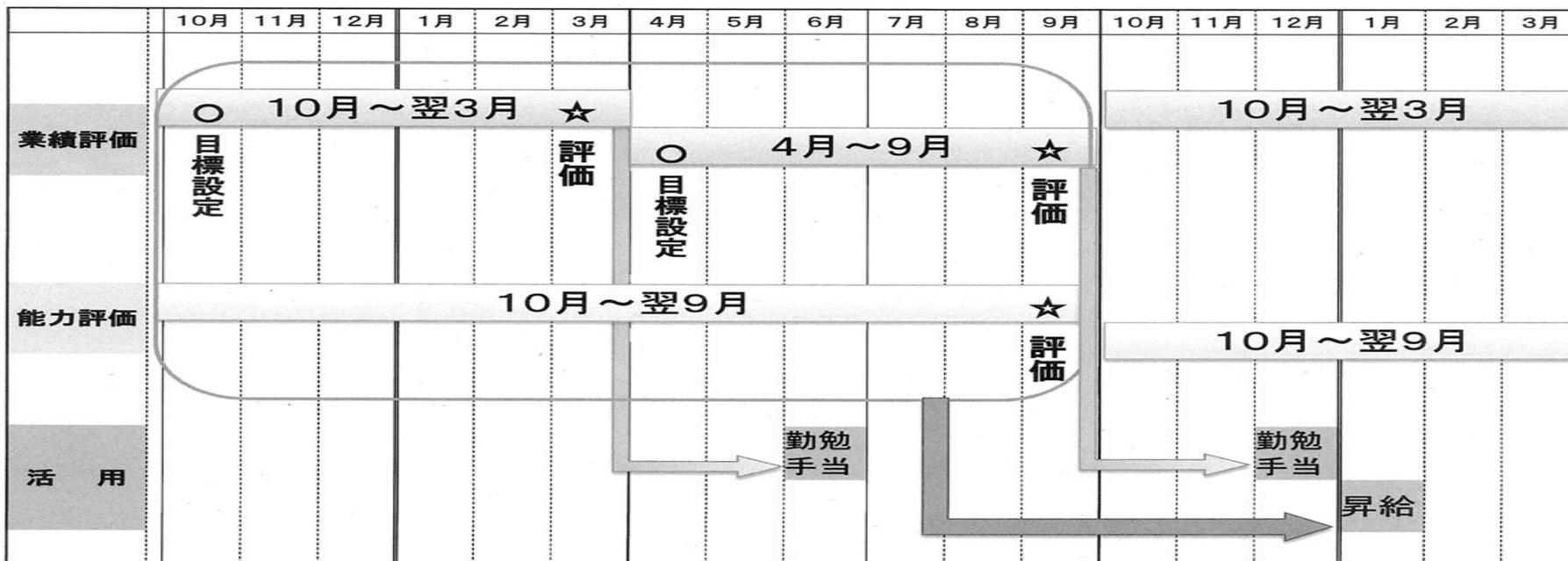
・・・職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力の評価【年1回】

- ・職制上の段階及び職務の種類等に応じて定められた「職務上発揮することが求められる能力（標準職務遂行能力）」に照らし、職員が実際に職務上取った行動がこれに該当するかどうかを5段階評価（S・A・B・C・D）で評価。
- ・評価期間は、毎年10月1日～翌年9月30日。

## 業績評価

・・・職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績の評価【年2回】

- ・職員が果たすべき役割を「目標」として期首に設定した上で、その果たした程度を5段階評価（S・A・B・C・D）で評価。
- ・評価期間は、毎年10月1日～翌年3月31日及び翌4月1日～9月30日。



# 働き方改革・休み方改革

～「先ず隗より始めよ」～

実績

## 働き方改革の目標

- ・在庁時間の縮減
- ・テレワークの活用促進
- ・フレックスタイム制、早出・遅出勤務の活用促進 など

## 休み方改革の目標

- ・年間16日以上・少なくとも全職員の75%が毎月1日以上の年次休暇を取得 など

## その他の取組

- ・働き方改革・休み方改革の取組の実施状況を人事評価へ反映 など

### ○テレワーク利用

6,440人日（H29年度）  
⇒9,779人日（H30年度）  
⇒14,696人日（R1年度）

### ○平均退庁時間

19：58（R1年）

- ### ○全職員のうち、月1日以上の年次休暇を取得した割合 68%（R1年）

# ワーク・ライフ・バランス～仕事と育児の両立支援～

## ■子どもの成長を見守るために■

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、働き方の見直しを図っていくことは重要な課題となっています。

国では、仕事と育児が両立できるよう、以下のとおり育児休業等制度を実施しています。



### 出産する場合

#### 産前・産後休暇

産前6週間、産後8週間  
(多胎妊娠の場合は産前14週間)

### 3歳未満の子どもを養育する場合

#### 育児休業

配偶者の就業等の状況にかかわらず取得可能

#### 超過勤務の免除

### 小学校就学前の子どもを養育する場合

#### 育児時間

1日の勤務時間の一部（2時間まで）を勤務しないことが可能

#### 育児短時間勤務

勤務時間を1日3時間55分（週19時間35分）等に短縮

# 福利厚生～厚生労働省の職員になったら～

## 厚生労働省共済組合

職員やその家族が安心して毎日の仕事や生活を送れるよう、厚生労働省共済組合に加入することになります。

病気やけがでかかった**医療費の負担**や、お子さんが生まれたときの**出産費の支給**、育児休業を取得した場合は**育児休業手当金**などが支給されます。

## 厚生労働省共済組合直営診療所



組合員及び被扶養者の疾病に対する治療又は予防を目的として、厚生労働省本省支部に直営診療所を設置運営しています。

## グループ保険（オーロラ保険）

加入者の皆様から掛金(保険料)を受け入れ、万一の際に各種の給付が受けられる制度です。「**オーロラ保険(生命保険)**」、「**オーロラ保険(損害保険)**」の2種類があり、同時に加入することも出来ます。

## 傷病手当金

組合員が、公務外の病気やけがのために勤務することができない場合は、傷病手当金（法定給付）が支給されることがあります。

## その他

- **人間ドックやがん検診**などの健康の保持・増進のための事業
- **住宅資金等の貸付**などの事業

# 厚生労働省の職場紹介 その①

## 地下1階 コンビニ



## 地下1階 そば・うどん



## 地下1階 パン屋



## 1階 喫茶店



# 厚生労働省の職場紹介 その②

## 地下1階 売店



## 3階 内科診療室



## 2階 保育室



### ★ 5号館受動喫煙対策★

○厚生労働省（中央合同庁舎第5号館）は、低層棟講堂横の屋外喫煙所を除き、全面禁煙です。  
※紙巻きたばこのほか、加熱式たばこ、電子たばこも含め禁煙です。

また、令和元年7月の改正健康増進法一部施行を契機として、以下の目標を掲げ取り組んでいます。

- ・令和2年4月 ⇒ 勤務時間内完全禁煙
- ・令和4年4月 ⇒ 敷地内完全禁煙（喫煙所廃止）



# 厚生労働省の職員として ～むすび～



ひと、くらし、  
みらいのために

「現在だけでなく未来にわたって人や暮らしを守る」という役割を果たすため、厚生労働省の職員は、次の1から4に掲げる指針に基づき、行動します。

- 1 高い倫理観を持って公正・公平に職務を遂行します。
- 2 国民と時代の要請に応じた行政サービスを提供します。
- 3 国民一人ひとりの立場に立って考え、行動します。
- 4 わかりやすい言葉で広く情報を提供し、開かれた行政を目指します。

そして、以上の行動を実践するため、私たちは、日々、次に掲げることに心がけて職務に取り組み、活力溢れる組織となるよう努めます。

- 誇りと使命感を持って職務に臨み、効率的かつ迅速に業務を遂行します。
- 自ら進んで課題を見つけ、皆で協力しながら解決に向けて取り組みます。
- 自己研鑽に励み、自らの向上心を高めます。

**ひと、くらし、みらいのために  
ともに働ける皆さんの応募をお待ちしています！**